

奈良市告示第64号

奈良市介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱を次のように定める。

平成29年2月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 介護予防訪問介護相当サービス（第5条）

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針（第6条）

第2節 人員に関する基準（第7条・第8条）

第3節 設備に関する基準（第9条）

第4節 運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第10条）

第4章 訪問型サービスC

第1節 基本方針（第11条）

第2節 人員に関する基準（第12条・第13条）

第3節 設備に関する基準（第14条）

第4節 運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第15条—第17条）

第5章 介護予防通所介護相当サービス（第18条）

第6章 通所型サービスC

第1節 基本方針（第19条）

第2節 人員に関する基準（第20条—第22条）

第3節 設備に関する基準（第23条）

第4節 運営に関する基準（第24条—第26条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第27条）

第7章 補則（第28条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6及び奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱（平成29年奈良市告示第63号。以下「指定要綱」という。）第4条の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する事業（奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成29年奈良市告示第62号。以下「実施要綱」という。）第3条各号に掲げる事業に限る。以下「第1号事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定第1号事業 第1号事業のうち、法第115条の45の3第1項の指定に係るものをいう。
- (2) 指定第1号事業者 指定第1号事業を行うものをいう。
- (3) 介護予防訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に係る基準により実施されるものをいう。
- (4) 訪問型サービスA 第1号訪問事業のうち、省令第140条の63の6第2号に規定する第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準により実施されるサービスであって、市が実施する研修を修了した者等による掃除、洗濯、買物等の日常生活の援助を行うものをいう。
- (5) 訪問型サービスC 第1号訪問事業のうち、省令第140条の63の6第2号に規定する第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準により実施されるサービスであって、保健・医療等の専門職が提供する短期間において集中的に行うものをいう。
- (6) 介護予防通所介護相当型サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に係る基準により実施されるものをいう。
- (7) 通所型サービスC 第1号通所事業のうち、省令第140条の63の6第2号に規定する第1号

事業に係るサービスの内容等を勘案した基準により実施されるサービスであって、保健・医療等の専門職が提供する短期間において集中的に行うものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(事業の一般原則)

第3条 指定第1号事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定第1号事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定第1号事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定により指定第1号事業者の指定の申請をすることができる者は、法人とする。

第2章 介護予防訪問介護相当サービス

第5条 指定第1号事業に該当する介護予防訪問介護相当サービス（以下「指定介護予防訪問介護相当サービス」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第17号）附則第2条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）に規定する指定介護予防訪問介護に係る基準等の例による。

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針

(事業提供者及び内容)

第6条 指定第1号事業に該当する訪問型サービスA（以下「指定訪問型サービスA」という。）は、介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修の受講者による掃除、洗濯、買物等の日常生活の援助を行うサービスとする。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第7条 指定訪問型サービスAの事業を行う者（以下「指定訪問型サービスA事業者」という。）が当

該事業を行う事業所（以下「指定訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者 常勤換算方法で2.5以上
- (2) 市長が指定する研修を修了した者 事業を適切に行うために必要と認められる数

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、常勤の従業者のうち、利用者（当該指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者（指定介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問型サービスA、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に規定する者であつて、専ら指定訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問型サービスA事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問型サービスA事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上

とすることができる。

6 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準又は第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(その他の基準)

第8条 前条に定めるもののほか、指定訪問型サービスAの事業の人員に関する基準については、旧指定介護予防サービス等基準条例に規定する指定介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）に係る基準の例による。

第3節 設備に関する基準

第9条 指定訪問型サービスA事業者には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準又は第5条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第10条 指定訪問型サービスAの事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、旧指定介護予防サービス等基準条例に規定する旧指定介護予防通所介護に係る基準の例による。

第4章 訪問型サービスC

第1節 基本方針

第11条 指定第1号事業に該当する訪問型サービスC（以下「指定訪問型サービスC」という。）は、居宅要支援被保険者等に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、自宅等への訪問によって、原則として3箇月から6箇月までの期間に、保健・医療等の専門職が、要支援状態等となることの予防又は要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として実施しなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第12条 指定訪問型サービスCの事業を行う事業者（以下「指定訪問型サービスC事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型サービスC事業所」という。）ごとに置くべき従事者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とし、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、保健師、看護師その他の専門職により利用者に対するサービスを実施させなければならない。

(管理者)

第13条 指定訪問型サービスC事業者は、その指定訪問型サービスC事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービスC事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービスC事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第14条 指定訪問型サービスC事業者には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型サービスCの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問型サービスC事業者が指定要綱第4条第2号に規定する指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスCの事業と当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(サービス提供期間)

第15条 1の利用者に対する指定訪問型サービスCの提供期間は、原則として3箇月から6箇月までの範囲内の期間とする。

2 同一の利用者に対する同一のプログラムの提供については、原則として1の年度において1回とする。

(サービスの実施回数の限度)

第16条 同一の利用者に対する実施回数については、原則として1箇月当たり4回まで、かつ、1の年度において8回までとする。

第17条 前2条に定めるもののほか、指定訪問型サービスC事業者が指定要綱第4条第2号に規定す

る指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスCの事業と当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、指定訪問型サービスCの運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 介護予防通所介護相当サービス

第18条 指定第1号事業に該当する介護予防通所介護相当サービス（以下「指定介護予防通所介護相当サービス」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、旧指定介護予防サービス等基準条例に規定する旧指定介護予防通所介護に係る基準等の例による。

第6章 通所型サービスC

第1節 基本方針

第19条 指定第1号事業に該当する通所型サービスC（以下「指定通所型サービスC」という。）は、居宅要支援被保険者等に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、通所の方法により、原則として3箇月から6箇月までの期間に、保健・医療等の専門職が、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム又は口腔機能向上プログラムを実施することによって、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として実施しなければならない。

2 指定通所型サービスCは、居宅要支援被保険者等に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じたサービスを提供するとともに、セルフケア（自分で自己の健康管理を行うことをいう。以下同じ。）に向けた動機付け及び学習を行うことによって、居宅要支援者被保険者がサービス終了後において、地域活動の中で継続的な機能維持を推進していくことを目指して行わなければならない。

3 指定通所型サービスC事業者は、別表に定めるプログラムごとの目的、対象となる利用者及びプログラム概要に沿って、各プログラムを実施しなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第20条 指定通所型サービスCの事業を行う事業者（以下「指定通所型サービスC事業者」という。）は、プログラムごとに別表に掲げる要件を満たす専門スタッフに、利用者に対するサービスを実施させなければならない。

2 指定通所型サービスC事業者は、指定通所型サービスC事業所（指定通所型サービスC事業者が指

定通所型サービスCの事業を行う事業所をいう。)及びプログラムごとに、指定通所型サービスCの1回当たりの利用人数(以下「1回当たり利用人数」という。)15人ごとに1人以上の専門スタッフを置かなければならない。

(1回当たり利用人数)

第21条 指定通所型サービスC事業者は、プログラムごとに別表に掲げる人数をおおむねの目安としつつ、1回当たり利用人数を決定する。ただし、利用定員(1回当たり利用人数の上限をいう。)は、30人を超えてはならない。

(管理者)

第22条 指定通所型サービスC事業者は、その指定通所型サービスC事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サービスC事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービスC事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第23条 指定通所型サービスC事業者が指定要綱第4条第2号に規定する指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新を併せて受け、かつ、指定通所型サービスCの事業と当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの設備に関する基準を満たすことをもって、指定通所型サービスCの設備に関する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(サービス提供期間)

第24条 1の利用者に対する指定通所型サービスCの提供期間は、原則として3箇月から6箇月までの範囲内の期間とする。

2 同一の利用者に対する同一のプログラムの提供については、原則として1の年度において1回とする。

(サービスの具体的な実施方針及び実施回数の限度)

第25条 指定通所型サービスCは、プログラムごとに別表で定める実施回数及び時間、実施内容並びに留意事項に沿って、サービスを実施しなければならない。

2 同一の利用者に対する複数プログラムの実施回数については、原則として1の年度において24回までとする。

(その他の基準)

第26条 前2条に定めるもののほか、指定通所型サービスC事業者が指定要綱第4条第2号に規定する指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新を併せて受け、かつ、指定通所型サービスCの事業と当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの運営に関する基準を満たすことをもって、指定通所型サービスCの運営に関する基準を満たしているものとみなす。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第27条 指定通所型サービスC事業者が指定要綱第4条第2号に規定する指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新を併せて受け、かつ、指定通所型サービスCの事業と当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、指定通所型サービスCの介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たしているものとみなす。

第7章 補則

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、指定第1号事業の基準等に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第19条、第20条、第21条、第25条関係）

(1) 運動器の機能向上プログラム

項 目	内 容	
目 的	日常生活を維持改善するために必要な身体運動に気づき、運動の実施やその知識を得ることで、運動器の機能を改善し、自立した生活を送り続けられるように支援を行う。	
プログラム概要	骨折予防及び膝痛・腰痛予防や痛みの改善など加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を行う。 (機器を使用しない機能的トレーニングも可能)	
専門スタッフの要件	医師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は健康運動指導士であること。	
1回当たり利用人数 (おおむねの目安)	10～15人程度	
実施回数・時間	週1回又は週2回程度（1箇月の上限を8回、かつ、実施期間内の上限を18回とする。） 1回当たり1時間～2時間程度	
実施内容	以下のア～エのプロセスに沿って実施する。	
	ア 専門スタッフによる事前アセスメント	専門スタッフは、プログラム開始前に利用者の心身機能の把握及び身体機能を踏まえたプログラム実施に係るリスク評価を行うとともに、関連するQOL等の個別の状況についても評価・把握する。
	イ 個別介護予防プランの作成	専門スタッフは、アセスメント結果を踏まえ、個別の利用者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別介護予防プランを作成する。その際、実施期間については3箇月間程度とし、利用者の負担とならず、かつ、その効果が期待できるスケジュールを設定する。また、一定期間ごとに一定の目標を定め、利用者の状況に応じて、過度の負担がかからないようにプログラムを設定する。
	ウ 運動等の実施	専門スタッフは、個別介護予防プランに基づき運動（ストレッチ、有酸素運動等）を実施する。なお、1日のプログラムの中に、セルフケアのための学習時間を入れること。
	エ 専門スタッフによる事後アセスメント	専門スタッフは、プログラムの終了時に、参加状況、目標の達成度、身体機能、関連するQOL等を評価する。
留意事項	ア プログラムが安全に行われるよう、主治医との連携の上で実施すること。 イ 安全管理マニュアルを整備し、常に事故防止のため十分な注意を払うとともに、利用者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備すること。 ウ プログラムの実施及び評価に当たっては、『運動器の機能向上マニュアル』（厚生労働省、平成24年改訂版）を始めとする文献、学術的又は一定程度その効果が把握されている資料等を参考とすること。	

(2) 栄養改善プログラム

項 目	内 容	
目 的	食えることを通じて、低栄養状態の予防や改善を図るとともに、いつまでも「食」を楽しみ、自立した生活を送って、生活の質を高められるように支援を行う。	
プログラム概要	高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食えること」を通じて低栄養状態を改善し、高齢者の自立支援の1つとしての「個別的な栄養相談」、「集団的な栄養教育」等を実施する。	
専門スタッフの要件	管理栄養士であること。	
1回当たり利用人数 (おおむねの目安)	10人程度	
実施回数・時間	6回(1箇月当たりの上限を3回とする。) 1回当たり1時間～2時間程度	
実施内容	以下のアを実施した後、「以下のイの単独実施」又は「以下のイとウの双方を同時に実施」のいずれかの形態によって実施。なお、イについては、以下の(ア)～(ウ)のプロセスに沿って実施する。	
	ア 管理栄養士による事前アセスメント	管理栄養士はプログラム開始前に、利用者に対して身長、体重等の身体計測を行うとともに、食事摂取状況、アレルギー状況等を把握し、低栄養状態のリスクに係る評価を行う。
	イ 個別的な栄養相談(10人程度の小グループ)	
	(ア) 利用者本人による栄養改善のための計画作成の支援	管理栄養士は、アセスメント結果及び利用者の意向を踏まえ、栄養改善の観点から必要となる栄養量や日常の食事の形態など、配慮すべき事項について説明し、当該説明を踏まえ利用者が行う計画作成を支援する。当該計画は、可能な限り3箇月間程度の計画とし、計画期間中に個別的な栄養相談を6～8回程度組み込むとともに、栄養改善に向けた食事に関する目標を定めることとする。
	(イ) 情報提供	管理栄養士は、利用者による計画の実施に当たり、利用者の低栄養状態を改善するため、地域における食事作りの会や食事会等を提供しているボランティア組織の紹介、高齢者の食事づくりに便利な器具、栄養改善に有効な食品の購入方法等に関する情報提供を行う。
	(ウ) 管理栄養士による事後アセスメント	管理栄養士は、計画終了時に、利用者の目標達成度、低栄養状態の改善状況等を評価する。
ウ 集団的な栄養教育		
介護予防のための栄養改善の知識経験を有する専門家等により、「食えることの意義」、「栄養改善のための自己マネジメントの方法」、「栄養改善のための食べ方、食事作りと食材の購入方法」、「摂食・嚥下機能を含めた口腔機能の向上等に関連すること」等に関する講義又は実習を実施する。		
留意事項	ア プログラムの実施に当たっては、一方的な「指導」とならないよう、それぞれの地域の実情に応じ、独自に実施方法の工夫を行うことが必要である。 イ 調理実習等を実施する場合の食材料費・調理費相当分の費用については、基本的には、利用者から支払を受けること。 ウ 栄養改善プログラムの実施及び評価に当たっては、『栄養改善マニュアル』(厚生労働省、平成24年改訂版)を始めとする文献、学術的又は一定程度その効果が把握されている資料等を参考とすること。	

(3) 口腔機能向上プログラム

項目	内 容	
目的	口腔機能の維持・改善を通じて、いつまでも、おいしく、楽しく、安全な食生活の営みができるよう支援を行う。	
プログラム概要	高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から、口腔機能向上のための教育や口腔清掃の自立支援、摂食・嚥下機能訓練の指導等を実施する。	
専門スタッフの要件	歯科医師、保健師、医師、歯科衛生士、看護師、准看護師又は言語聴覚士であること。	
1回当たり利用人数 (おおむねの目安)	10人程度	
実施回数・時間	6回（1箇月当たりの上限を3回とする。） 1回当たり1時間～2時間程度	
実施内容	以下のア～エのプロセスに沿って実施する。	
	ア 専門スタッフによる事前アセスメント	専門スタッフは、プログラム開始前に対象者の口腔機能の状態の把握、評価を行う。
	イ 個別介護予防プランの作成	専門スタッフは、アセスメント結果を踏まえ、個別の利用者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別介護予防プランを作成する。
	ウ プログラムの実施	<p>専門スタッフは、以下の(ア)～(カ)の内容を含むプログラムを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 口腔機能の向上教育 (イ) 口腔清掃の指導 (ウ) 摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導 (エ) セルフケアプログラムの策定 (カ) セルフケアプログラム実施に当たっての指導 <p>※セルフケアプログラムには、口腔清掃の実施、日常的にできる口腔機能の向上のための訓練（「健口体操」等）の実施等、居宅において利用者が日常的に実施すべき内容を盛り込む。</p>
	エ 専門スタッフによる事後アセスメント	専門スタッフは、計画終了後に、利用者の目標の達成度、口腔機能の状態等を評価する。
留意事項	<p>ア プログラムが安全に行われるよう、主治医との連携の上で実施すること。</p> <p>イ 安全管理マニュアルを整備し、常に事故防止のため十分な注意を払うとともに、利用者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備すること。</p> <p>ウ 口腔機能向上プログラムの実施及び評価に当たっては、『口腔機能の向上マニュアル』（厚生労働省、平成24年改訂版）を始めとする文献、学術的又は一定程度その効果が把握されている資料等を参考とすること。</p>	